

第4次地域福祉活動計画 (令和5年度～令和7年度)



社会福祉法人
赤磐市社会福祉協議会

令和5年3月発行

はじめに



平素は地域福祉事業の推進に対し、市民の皆様には多大なるご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

赤磐市社会福祉協議会では、これまでに第1次から第3次までの地域福祉活動計画を策定し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んで参りました。

しかし、少子高齢化や核家族の急激な進行は、地域を取り巻く環境に大きな変化をもたらし、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響で社会的孤立、生活困窮、権利侵害等、地域住民が抱える課題は多様化・複雑化してきています。

こうした中で、地域には、様々な立場や背景のある人が暮らしています。一人ひとりの思いや願いに寄り添い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるように、地域ごとの特徴を強みとして、地域づくりを進めていくことが重要です。

また、国では「地域共生社会」の実現を目指し、市町村における包括的な支援体制の構築に向けて、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設し推進されています。

本計画では、第3次地域福祉活動計画の骨子を踏襲しながら、住民が主体的に生活課題を解決できる組織・体制づくりを進めるとともに、包括的な相談支援体制の充実を図っていくことにより、地域のみなさまから信頼される社会福祉協議会を目指していく所存です。

今後は、本計画を広く市民の皆様にお伝えするとともに、基本理念である『みんなで手を取り合い笑顔で暮らせるまち あかいわ』の実現に向けた活動を、市民の皆様と一緒に取り組んで参ります。今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会
会長 山田 秀士

地域福祉活動計画への答申を終えて



7月第4次地域福祉活動計画策定委員会委員に委嘱され、その委員長に選出されました。山田会長より、第4次地域福祉活動計画策定に対する諮問を受け、計3回にわたり委員会において社会福祉協議会より示されました地域福祉活動計画案に対し、委員の皆様をはじめ、社会福祉協議会職員の皆様と審議、議論を重ねて参りました。改めて委員の皆様には感謝申し上げますとともに、幾度となく計画案を修正されてきた社会福祉協議会職員の皆様にまずは敬意を表します。

さて、この地域福祉活動計画は社会福祉協議会が目指すべき目標とその事業を明確にしたものではありませんが、同時に赤磐市の地域福祉推進において重要な3ヶ年計画となります。本計画は、「みんなで手を取り合い笑顔で暮らせるまち あかいわ」を基本理念に3つの基本目標で構成されています。この「みんなで手を取り合い」とは、お互いに助け合いながらという願いと社会福祉協議会と市民の皆様が目標の実現に向けて共に協働することを意味していると思っています。特に近年、地域福祉が課題とする範疇は拡大しており、特に赤磐市においては、圏域ごとの地域特性にあわせた対応が必要となります。一つ一つの福祉課題、そして、一人一人の生活課題が他人ごとではなく、地域全体の課題として共有され、住み慣れた地域の中で解決されていく地域づくりが求められることでしょう。

また計画では予測、想定されていない福祉課題の出現も考えられます。最近での例としましては、災害による生活への影響や感染症感染拡大による社会経済への影響です。このことから、山田会長にお渡ししました答申書には、社会情勢の変化や新たな福祉課題に対しては、柔軟に対応することを要望事項の一つとして記しました。

福祉課題は日々の生活の中で発生し、あるいは変化し、新たな課題となります。このような課題に対しても計画に捉われず、積極的かつ柔軟に対応して行くことが社会福祉協議会には求められるでしょう。3年後の成果を期待いたしております。

令和5年3月

第4次地域福祉活動計画策定委員会委員長
新見公立大学健康科学部地域福祉学科 教授

山 本 浩 史

目 次

1. 計画策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の策定方法	
(5) 計画の進行管理	
2. 計画の基本的な考え方	3
(1) 基本理念	
(2) 基本目標・活動目標	
(3) 地域福祉向上に向けた4つの助け合い	
(4) 計画の体系	
3. 計画の推進	7
◇基本目標1 支え合い活動を広めよう	
～ 一人ひとりがつながり支え合うまちづくり ～	
◇基本目標2 福祉サービスや利用環境の充実を図ろう	
～ 一人ひとりを支える福祉サービスや利用環境づくり ～	
◇基本目標3 福祉の心を育てよう	
～ 一人ひとりの福祉の心が育まれるまちづくり ～	
4. 資料編	15
○地域福祉のランドデザイン(たたき台)	
○地域福祉を取り巻く現状と課題	
○第3次地域福祉活動計画評価報告書(総括)	
○生活課題の把握	
○第4次地域福祉活動計画策定経過	
○第4次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	
○第4次地域福祉活動計画策定委員名簿	
○用語解説	

第4次地域福祉活動計画

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

赤磐市社会福祉協議会（以下「赤磐市社協」という。）は、令和2年度から3か年を計画期間とする第3次地域福祉活動計画（以下「前計画」という。）を策定し、地域福祉を推進してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により計画していた目標を下回る結果となりました。そのため、前計画の骨子を踏襲しながら、日々の業務や福祉座談会等で把握した生活課題や本会に対するご要望を反映できるよう第4次地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。社会福祉法第109条において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされていることから、赤磐市が策定する第2次赤磐市総合計画をはじめ、分野別行政計画との整合性を持ちながら、社会福祉協議会が地域住民や関係団体等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

(4) 計画の策定方法

①総務部会による協議

赤磐市社協理事により構成した総務部会で前計画の評価を行いました。

②地域福祉活動計画策定委員会の開催

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）関係者、福祉推進員、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア代表、行政、学識経験者等で組織された「地域福祉活動計画策定委員会」において、赤磐市社協会長の諮問を受けて、本計画策定にあたっての意見交換及び審議を行いました。

③各種会議での聞き取り

赤磐市福祉推進員連絡会やふれあい見守りネットワーク活動交流会、地区社協交流会、ボランティアセンター運営委員会、福祉教育連絡会などで本計画（素案）に関する意見を伺いました。

④パブリックコメントの実施

令和4年12月12日から12月28日までの期間、本計画（素案）に関するパブリックコメントを募集しました。

(5) 計画の進行管理

①計画の周知

本計画の推進にあたっては、地域住民や多様な関係者の理解や活動への参画が不可欠となります。このため、広報紙やホームページ、各種会議等を通じて、活動の内容や進捗状況について広く周知を図っていきます。

②計画の進行管理サイクル

本計画では、PDCA サイクルにより目標の達成状況等について点検・評価を行い、計画の変更や事業の見直しなど必要な措置を講じることとします。

③計画の推進体制

前計画の進捗管理が不十分であった反省も含め、年度ごとに進捗確認を行うとともに、赤磐市社協総務部会へ報告し評価を行います。

◇計画の進行管理システム

進行管理サイクル	実施内容	関係様式等
P 計 画 PLAN	*3 か年事業の計画 ①単年度事業の計画	・実施計画書 ・中期予算書 ・事業計画書 理事会等 ・事業企画書 ・事業予算内訳書 ・年間スケジュール表
D 実 施 DO	②地域住民や多様な関係者との協働による事業実施及びスケジュール管理	
C 確 認 CHECK	③中間評価の実施 (9月) ④事業評価の実施 (随時) ⑤年度末評価の実施 (3月) *3 か年評価の実施	・中間評価シート ・事業企画書 ・年度評価シート ・事業報告書 理事会等 ・評価報告書 計画策定委員会
A 見直し・改善 ACTION	⑥評価結果に基づく見直し・改善 ☞ 地域福祉活動計画等の変更 ☞ 業務の標準化 (マニュアル作成等)	

2. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「みんなで手を取り合い笑顔で暮らせるまち あかいわ」

本計画の基本理念として、一人ひとりが主体的に役割を持ち、お互いに支え合う地域社会づくりを目指し、前計画に引き続き「みんなで手を取り合い笑顔で暮らせるまち あかいわ」としました。

この基本理念を実現するため、一人の不幸も見逃さない地域の絆づくりを合言葉に、地域住民や多様な関係者と共に考え、手を携え、取り組みを進めます。

(2) 基本目標・活動目標

基本理念の実現に向けた中・長期の活動方針と3か年で取り組む目標を示すものとして、次の3つの基本目標と10の活動目標を定めました。

基本目標1 支え合い活動を広めよう

～ 一人ひとりがつながり支え合うまちづくり ～

地域における生活課題が多様化・深刻化するなか、支援を必要とする人は年々増加傾向にあり、また、地域によって生活課題やその解決のための方策などが異なることから、「公助」による対応には限界があります。今後、「自助」を基本としつつ、「互助」「共助」の力を一層高めていくことが不可欠であり、地域住民から寄せられる生活課題を受け止め、身近な地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりが急務となっています。

このため、区・町内会単位で展開されている生活課題の早期発見やふれあい・見守り活動を推進するとともに、区・町内会単位では解決が困難な課題に対応することができる体制を整えるため、地区社協の全地域設置と活動支援を進めていきます。

(活動目標)・支え合いの組織づくり

- ・ふれあい・交流の場づくり
- ・見守り・支え合い活動の推進
- ・災害時の支援体制づくり

基本目標2 福祉サービスや利用環境の充実を図ろう

～ 一人ひとりを支える福祉サービスや利用環境づくり ～

経済的困窮や社会的孤立など地域における生活課題は多様化・深刻化しており、これらの課題に対応するためには、現行の分野別・年齢別の縦割りの支援から、一人ひとりを中心とする支援への転換が不可欠となります。また、各相談支援機関等では対応が困難な相談を受け止め、ネットワークの形成により問題解決

を図るとともに、社会資源の開発やシステムづくりが必要となります。

このため、相談窓口の体制や機能強化をはじめ、多様な関係者との連携・協働によるセーフティネットの構築に向けて検討を行い、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

(活動目標)・総合相談体制の充実

- ・生活支援・在宅福祉サービスの充実
- ・権利擁護体制の充実

基本目標3 福祉の心を育てよう

～ 一人ひとりの福祉の心が育まれるまちづくり ～

誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会を実現していくためには、地域社会に「排除しない」「共に生きる」という意識が共有されることが大切になります。また、学齢期での福祉教育にとどまらず、生涯学習の視点を持って、地域に暮らす住民等に対する学びの場や機会を整備していくことも重要になります。このため、多様な関係者の参画を得て福祉教育を推進する体制を整えるとともに、地域住民を対象とする多様なプログラムを開発し、市民性や福祉観を育む実践を展開します。さらに、次世代を対象としたボランティアの養成を進めていきます。

(活動目標)・福祉教育の推進

- ・地域福祉を担う人材育成・活動支援
- ・ボランティア活動の推進

(3) 地域福祉向上に向けた4つの助け合い

「自助」・・・本人又は生計を共にする家族による支え合い・助け合いのこと

「互助」・・・身近な人間関係によるお互い様の支え合い・助け合いのこと

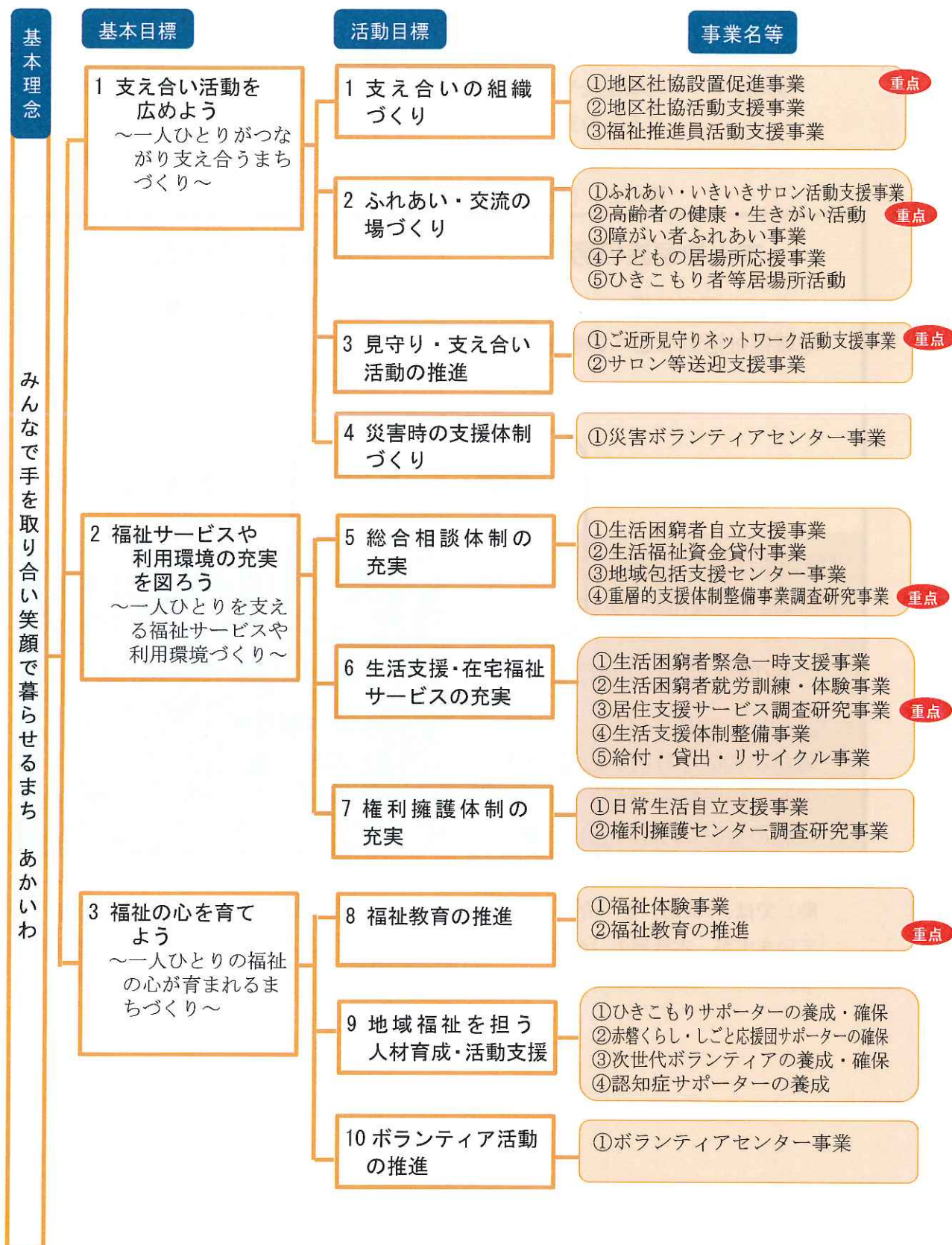
「共助」・・・地域住民やボランティア・NPO・福祉施設等との協働による地域ぐるみの支え合い・助け合いのこと

「公助」・・・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が提供するサービスのこと

<p>本人や家族の努力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき百歳体操 ・地域福祉活動などへの参加 	<p>近隣住民の助け合い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき百歳体操の集い ・ふれあい・いきいきサロン ・ご近所見守りネットワーク活動 	
<p>【個人】</p>	<p>自助</p>	<p>互助</p> <p>【生活圏域(自治会)】</p>
<p>【福祉圏域(小学校区・旧村エリア等)】 【地域福祉圏域(旧町)】</p>	<p>共助</p>	<p>公助</p> <p>【広域圏域(市等)】</p>
<p>地域ぐるみの助け合い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いの場づくり ・障がい者のふれあいの場づくり ・子どもの居場所づくり ・仕組みとしての助け合い活動 	<p>公的な制度やサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援 ・低所得者支援 ・権利擁護 	

※ 厚生労働省が示す地域包括ケアシステムの中で定義されている「自助・互助・共助・公助」では、「共助」を「介護保険などの社会保険被保険者負担による支援」と位置づけていますが、本計画の「4つの助け合い」は上の表による区分を基本的な考え方とします。

(4) 計画の体系



3. 計画の推進

基本目標 1

支え合い活動を広めよう

～ 一人ひとりがつながり支え合うまちづくり ～

活動目標 1 支え合いの組織づくり

地域の絆を一層深め、困った時に助け合える地域づくりを目指し、福祉推進員を中心とした区・町内会単位の小地域福祉活動の推進基盤を整えます。また、区・町内会単位では解決できない生活課題に対し、住民同士が地域の生活課題を自らの問題として受け止め、解決に向けて話し合い、地域ぐるみで活動する住民主体の活動組織づくりを進めるため、地域住民の理解と協力を得ながら全地域への地区社協の設置促進を図ります。

事業名等	年次計画		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
①地区社協設置促進事業 重点事業 [方針] 地域ぐるみで活動する住民主体の活動組織づくりを目指し、地区社協設置促進協力員とともに、地域住民の理解と協力を得ながら、地区社協の設置を促進する。 [達成目標] 全福祉圏域（小学校区・旧村エリア等）設置	地区社協設置促進協力員設置事業		
	継 続	⇒	⇒
	地区社協設置促進計画		
	進 行 管 理	⇒	⇒
	地区社協説明会		
	開 催	⇒	⇒
	ワークショップ・セミナー等		
	開 催	⇒	⇒
設立準備会の開催支援			
	開催支援	⇒	⇒
②地区社協活動支援事業 [方針] 区・町内会単位では解決できない生活課題を地域の生活課題として受け止め、地域ぐるみで解決に向けて話し合い、地域の実情に応じた柔軟な福祉活動に取り組めるよう、必要な支援を行う。 [達成目標] 「支え合い活動」に取り組む地区社協 4地区社協	地区社協代表者会議		
	開 催	⇒	⇒
	地区社協交流会		
	実 施	⇒	⇒
地区社協助成金の交付			
	助成金交付	⇒	⇒
③福祉推進員活動支援事業 [方針] 区・町内会単位の小地域福祉活動における福祉推進員の役割や活動を明確化し、民生委員児童委員との連携や福祉推進員同士の情報交換の場を設けることにより、活動の活性化を図る。 [達成目標] ふれあい見守りネットワーク活動への参画 100%	福祉推進員の配置		
	推 進	⇒	⇒
	新任者研修		
	開 催	⇒	⇒
	福祉推進員民生委員交流会		
	開 催	⇒	⇒
福祉推進員連絡会			
	開 催	⇒	⇒

活動目標 2 ふれあい・交流の場づくり

高齢者が住み慣れた地域で生きがいと役割を持ち、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう介護予防や健康づくりに取り組む活動を支援していきます。また、障がい者（児）や子ども、その家族等の居場所づくりが求められるなか、区・町内会や地区社協との連携・協働のもと、地域の誰もが気軽に集える場づくりを進めていきます。

事業名等	年次計画		
	R5年度	R6年度	R7年度
①ふれあい・いきいきサロン活動支援事業 [方針] 地域住民誰もが、身近な集会所等でふれあい・交流が図られるようサロン設置や活動を支援する。また交流会等を通じて活動の充実を図る。 [達成目標] 地区設置率80%	設置促進		
	設置促進	⇒	⇒
	交流会の開催		
		開催	
②高齢者の健康・生きがい活動 重点事業 [方針] 高齢者が生涯にわたり、心と身体の健康づくりに気軽に取り組めるよう、高齢者の通いの場の活動支援や介護予防活動の担い手育成や活動支援を行う。 [達成目標] いきいき百歳体操開催会場数 90会場	活動助成金の交付		
	交付	⇒	⇒
	いきいき百歳体操		
	開催・継続支援	⇒	⇒
	認知症予防事業		
	開催	⇒	⇒
	介護予防支援ボランティア養成		
	開催	⇒	⇒
	認知症カフェ（さんさんカフェ）		
	開催	⇒	⇒
老人福祉センターの活用（各種講座及びイベント）			
継続	⇒	⇒	
③障がい者ふれあい事業 [方針] 地域でスポーツや文化活動等を通じてふれあいや交流の機会を提供し、社会参加の促進の一助とする。 [達成目標] 交流機会の提供・支援 2団体	障がい者の集い		
	開催(終了)		
	当事者団体の交流活動支援		
	検討・準備	活動支援	⇒
④子どもの居場所応援事業 [方針] 子どもが多くの人との関わりの中で安心して成長できるよう、子どもの居場所の必要性について理解を深め、地域全体で子どもを見守る体制づくりを進める。 [達成目標] 居場所の開設 1か所	障がい者作品展		
		開催	
	子どもの学習・生活支援事業		
	実施	⇒	
	子どもの居場所づくり及び活動支援		
	実施	⇒	⇒
子どもの居場所担い手講座			
開催	⇒	⇒	
子どもの居場所活動団体交流会		新規	
	開催	⇒	
⑤ひきこもり者等居場所活動 [方針] 当事者や支援団体等による居場所活動を支援するとともに、当事者の身近な地域で多様な受け皿づくりを進める。 [達成目標] 居場所の開設 1か所	当事者の居場所づくり及び活動支援		
	実施	⇒	⇒
	ひきこもり者居場所づくりアドバイザー設置事業		
	実施		
	家族教室		
開催	⇒	⇒	

活動目標3 見守り・支え合い活動の推進

地域の見守り・支え合い活動の充実を図るため、地区の実情やニーズに合わせた活動を目指し、区・町内会独自のご近所見守りネットワーク活動を支援します。また、地区からの高いニーズである移動支援に対応するため、地域サロン等への移動支援を行うサロン等送迎ボランティアの養成・確保に努めます。

事業名等	年次計画		
	R5年度	R6年度	R7年度
①ご近所見守りネットワーク活動支援事業 重点事業 [方針] 友愛訪問を中心とした区・町内会独自の見守り・支え合い活動を支援するため、活動事例等を紹介した手引きを作成し、啓発を行う。また、活動を通じて把握した生活課題について相談しやすい体制を整える。 [達成目標] 支え合い活動実施率 50%	活動支援		
	活動支援	⇒	⇒
	交流会の開催		
		開催	
②サロン等送迎支援事業 [方針] 地域の集いの場等への送迎支援を行うボランティアを養成する。また、活動を支援するため、車両貸出や送迎サービス補償などの情報提供を行う。 [達成目標] サロン等送迎ボランティアの確保・登録者数 12名	活動助成金の交付		
	交付	⇒	⇒
	先進地の情報収集		
	情報収集		
	運転ボランティア養成講座		新規
		実施	⇒
	通所付添サポーターの活動支援		
	実施協力	⇒	⇒

活動目標 4 災害時の支援体制づくり

「共助」の力を一層高め、災害時における支援体制強化を目指し、災害ボランティアの養成・確保に努めます。また、災害発生時の円滑なセンター運営や機能強化を図るため、あかいわボランティアセンター運営委員会・災害部会と連携・協働のもと、災害ボランティアセンター設置運営訓練を通じて運営マニュアルの見直しを行います。

事業名等	年次計画		
	R5年度	R6年度	R7年度
①災害ボランティアセンター事業 [方針] 災害発生時の支援活動が円滑に行えるように、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに沿った設置運営訓練を行い、問題点を修正するとともにセンター運営に必要な人材の確保に努める。 [達成目標] 災害ボランティア新規登録者 15名	ボランティアセンター運営委員会・災害部会		
	開催	⇒	⇒
	災害ボランティア養成講座		
	開催	⇒	⇒
	災害ボランティアセンター設置運営訓練		
	実施	⇒	⇒

基本目標 2

福祉サービスや利用環境の充実を図ろう

～ 一人ひとりを支える福祉サービスや利用環境づくり ～

活動目標 5 総合相談体制の充実

生活困窮者自立相談支援機関として相談支援を行い、市民や多様な関係者との連携・協働によりセーフティネットの充実を図りながら中高年ひきこもり者など制度の狭間や支援につながりにくい課題に対応しています。一方、専門的な問題に対応するため、専門相談窓口の開設や相談支援機関の連携強化が求められています。今後、行政と協議を行いながら、住民が主体的に地域課題を把握して解決につなげる体制を基盤とし、広域圏域での包括的な相談支援体制の充実を図ります。

事業名等	年次計画		
	R5年度	R6年度	R7年度
①生活困窮者自立支援事業 [方針] 潜在化するニーズを把握するため、事業の広報・啓発活動を強化する。また、相談窓口の体制強化や多機関連携の仕組みづくりを行い、問題解決能力の向上を図る。 [達成目標] 新規相談受付件数 年96件	相談支援事業		
	実施	⇒	⇒
	支援調整会議		
	実施	⇒	⇒
	自立支援ネットワーク連絡会議		
	開催	⇒	⇒
	ひきこもり支援検討会		
	開催	⇒	⇒
	事業PRパンフレット及びカード		
	作成配布	⇒	⇒
生活困窮者支援セミナー			
開催	⇒	⇒	
②生活福祉資金貸付事業 [方針] 岡山県社会福祉協議会との連携により事業の適正実施に努めるとともに、他制度へのつなぎ等により低所得者の資金ニーズに対応する。 [達成目標] 総合的な情報提供による相談対応	貸付相談及び償還指導等		
	実施	⇒	⇒
	調査委員会		
開催	⇒	⇒	
③地域包括支援センター事業 [方針] 高齢者の総合相談窓口機能の充実を目指し、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、関係機関のネットワークづくりを進めていく。 [達成目標] 総合相談件数 5,000件	総合相談支援事業		
	実施	⇒	⇒
	包括的・継続的ケアマネジメント支援		
	実施	⇒	⇒
	地域ケア個別会議		
	開催	⇒	⇒
	家族介護支援		
	実施	⇒	⇒
	認知症初期集中支援チーム員会議		
	開催	⇒	⇒
	権利擁護事業		
	実施	⇒	⇒
	成年後見制度利用支援事業		
実施	⇒	⇒	
市民後見人養成事業			
実施	⇒	⇒	
④重層的支援体制整備事業調査研究事業 重点事業 [方針] 包括的な相談支援体制の充実に向けて、相談窓口の体制や機能、連携強化のための方策等について検討を行う。 [達成目標] 包括的な相談支援体制の構築に向けた方向性等の明確化	相談機関連絡会		
	開催	⇒	⇒
	相談窓口の体制及び機能強化に向けた検討		
検討			

活動目標 6 生活支援・在宅福祉サービスの充実

既存の制度やサービス等では解決できない課題に対応するため、赤磐くらし・しごと応援団サポーターや社会福祉法人との連携・協働のもと、一人ひとりに合った社会資源を開発し、セーフティネットの充実が着実に図られています。今後、新たな生活課題として顕在化した居住支援の仕組みづくりを進めるとともに、事業のPR活動を強化し、利用促進を図ります。

事業名等	年次計画		
	R5年度	R6年度	R7年度
①生活困窮者緊急一時支援事業 [方針] 生活困窮者の緊急的な支援ニーズに対応するため、必要に応じて社会資源を開発し、市民や団体、商店及び社会福祉法人等との連携・協働のもと活動を実施する。 [達成目標] 新規事業の創設 1事業	食料支援事業		
	実施	⇒	⇒
	くらしサポート事業の協働実施		
	協働実施	⇒	⇒
	日用品等支援事業		
	実施	⇒	⇒
	おうち片づけ応援事業		
	実施	⇒	⇒
	おうち片づけサポート事業の協働実施 新規		
	協働実施	⇒	⇒
安心すまいサポート事業の協働実施			
協働実施	⇒	⇒	
緊急援護資金貸付事業			
実施	⇒	⇒	
②生活困窮者就労訓練・体験事業 [方針] 一般就労に向けて就労訓練や体験の機会の提供など段階的に必要な支援を行うため、受け入れ先の拡大やメニューの充実を図る。 [達成目標] 新規協力事業所 3事業所	就労訓練・体験の場づくり		
	推進	⇒	⇒
	ひきこもり者体験・訓練活動		
	開催	⇒	⇒
しごとサポート事業の協働実施			
協働実施	⇒	⇒	
③居住支援サービス調査研究事業 重点事業 [方針] 住まいに課題を抱える生活困窮者支援の充実を図るため、居住支援サービスの開発やネットワークづくりを行う。 [達成目標] 新規事業の創設 1事業	居住支援事業準備委員会 新規		
	開催		
	居住支援団体等情報交換会 新規		
開催	⇒	⇒	
④生活支援体制整備事業 [方針] 高齢者の生活の困りごとを解決するため、移動支援や生活支援の充実を図っていく。 [達成目標] 生活支援サポーター新規登録 10名	生活支援サポーター養成事業		
	実施	⇒	⇒
	通所付添サポート事業		
実施	⇒	⇒	

事業名等	年次計画		
	R5年度	R6年度	R7年度
⑤給付・貸出・リサイクル事業 [方 針] 給付・貸出・リサイクル事業を通じ、生活課題の把握に努め、適切な相談機関につなぐことで問題の深刻化を防ぐ。 [達成目標] 相談機関等へのつなぎ 年10件	おむつ等給付事業		
	実 施	廃 止	
	子育て紙おむつ給付事業		
	実 施	廃 止	
	介護機器貸出事業		
	実 施	⇒	⇒
	物品貸出事業		
	実 施	⇒	⇒
	車両貸出サービス事業		
	実 施	⇒	⇒
チャイルドシート等貸出事業			
実 施	⇒	⇒	
介護用品リサイクル事業			
実 施	⇒	⇒	
育児用品リサイクル事業			
実 施	⇒	⇒	

活動目標 7 権利擁護体制の充実

認知症高齢者や親亡き後の身寄りのない障がい者の増加が見込まれ、さらに、障がい者の地域移行が進められるなか、福祉サービス利用者の権利擁護の仕組みの整備が必要となっています。今後、判断能力が十分でないかたが地域で安心して生活が送れるよう支援体制の充実が求められるなか、日常生活自立支援事業の実施体制を強化するとともに、引き続き、成年後見制度において果たすべき役割や責務について検討を行います。

事業名等	年次計画		
	R5年度	R6年度	R7年度
①日常生活自立支援事業 [方 針] 潜在的なニーズの発掘に努めるとともに、増大するニーズに対応することができるよう生活支援員を増員し、事業の実施体制を強化する。 [達成目標] 新規利用者 年1名	利用相談及びサービス提供		
	実 施	⇒	⇒
	生活支援員の確保及び育成		
	実 施	⇒	⇒
②権利擁護センター調査研究事業 [方 針] 地域における権利擁護の実態やニーズ把握を行い、権利擁護センターや法人後見の必要性やそのあり方について明らかにする。 [達成目標] 現状・課題の洗い出し及び対応策の明確化	事業 PR パンフレット		
	作成配布	⇒	⇒
	権利擁護に関する実態調査		新規
			実 施

基本目標 3

福祉の心を育てよう

～ 一人ひとりの福祉の心が育まれるまちづくり ～

活動目標 8 福祉教育の推進

「ともに生きる」意識を一層高め、地域共生社会の実現を目指し、当事者やボランティア、福祉施設関係者等との連携・協働のもと、生涯を通じた福祉学習の機会を提供します。また、学校教育関係者の参画を得て、学齢における効果的な福祉教育について検討を行います。

事業名等	年次計画		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
①福祉体験事業 [方 針] 地域ニーズを踏まえて出前福祉講座のメニュー開発を行い、小・中学生のみならず、地域住民を対象とするプログラムの充実を図る。 [主な達成目標] 実施回数 年 5 回 *出前福祉講座	出前福祉講座		
	実 施	⇒	⇒
	夏のボランティア体験事業		
	実 施	⇒	⇒
②福祉教育の推進 重点事業 [方 針] 福祉教育関係者により連絡会を組織し、プログラムの開発や手引きの見直し、指導者の確保を行い、推進基盤を整える。 [達成目標] 新規指導者登録 年 1 団体・個人	福祉教育連絡会		
	開 催	⇒	⇒
	福祉教育指導者の確保		
	確 保	⇒	⇒

活動目標 9 地域福祉を担う人材育成・活動支援

地域福祉活動の担い手不足が大きな課題となっています。生活課題を解決するための人材養成を行うとともに、次世代を担う高校生や大学生を対象としたボランティアの養成を行い、活躍の場づくりを進めます。

事業名等	年次計画		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
①ひきこもりサポーターの養成・確保 [方 針] ひきこもり支援活動の充実を図るため、その担い手を養成するとともに、活動に関する情報提供を強化し、活動参画を促進する。 [達成目標] サポーター登録者数 20 名	ひきこもりサポーターフォローアップ研修		
	開 催		
	ひきこもりサポーターの活動支援		
	実 施	⇒	⇒
②赤磐くらし・しごと応援団サポーターの確保 [方 針] 生活困窮者の多様な支援のニーズに継続的に対応することができるよう、募集活動を強化し、登録者の拡大を図る。 [達成目標] 新規登録者 9 団体・名	サポーター募集活動		
	実 施	⇒	⇒
	協力事業者ステッカー		
	作成配布	⇒	⇒
	あすてらす通信		
発 行	⇒	⇒	

事業名等	年次計画		
	R5年度	R6年度	R7年度
③次世代ボランティアの養成・確保 [方 針] 次世代を担う高校生・大学生を中心にボランティア養成講座を開催し、地域活動や福祉施設でのボランティア活動、イベントの手伝など継続的な活動支援を行う。 [達成目標] 新規登録者 5名	ボランティア養成講座		新規
	検討・準備	実施	⇒
④認知症サポーターの養成 [方 針] 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す。認知症に関する知識や理解を促進するため、様々な場所で講座を開催していく。 [達成目標] 認知症サポーターの人数 4,200名	認知症サポーター養成事業		
	実施	⇒	⇒

活動目標 10 ボランティア活動の推進

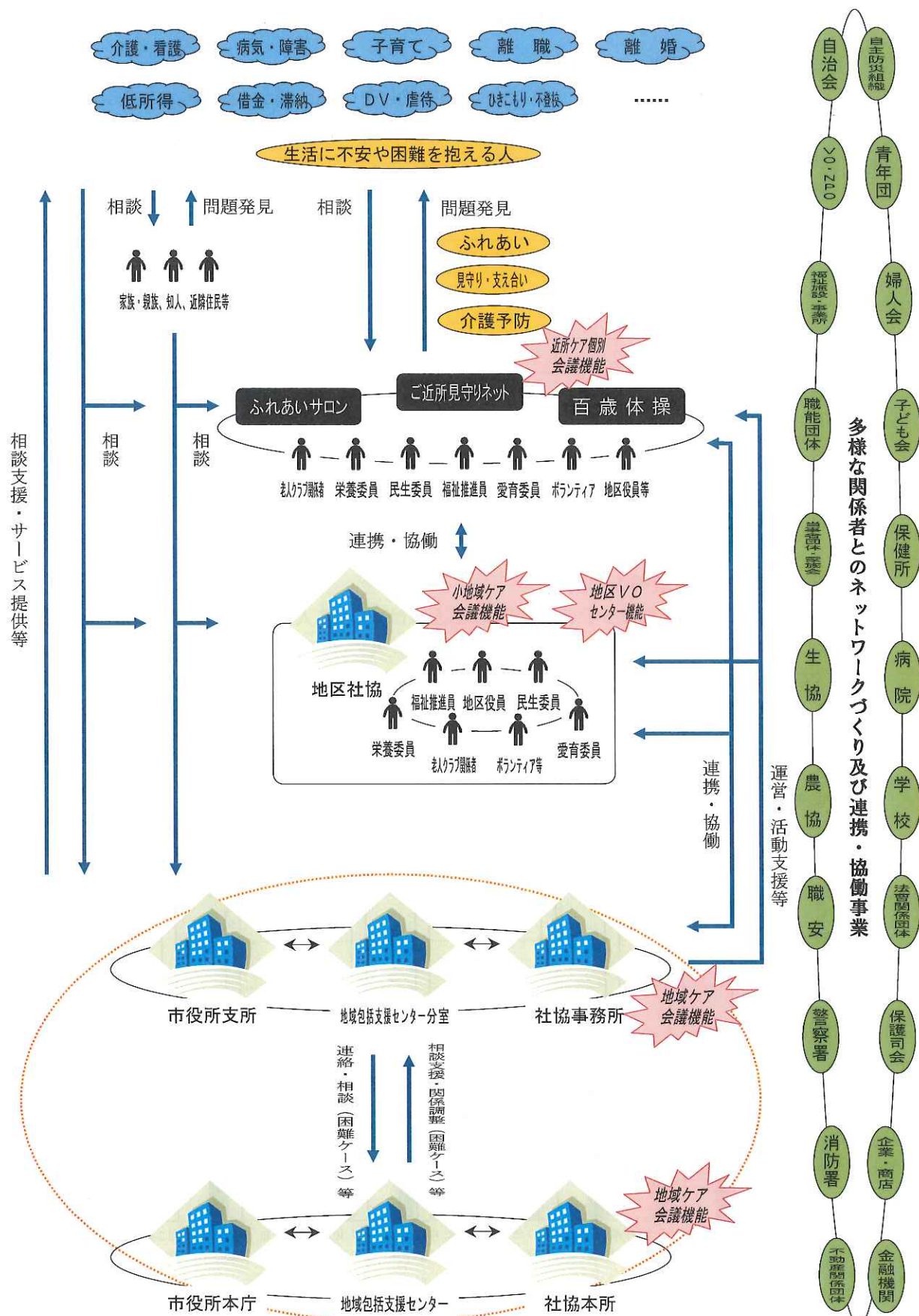
ボランティアの主体的な参画を促進し、活動の活性化を図るため、ボランティア活動に関する相談体制や情報提供の強化をはじめ、ボランティアが活動しやすい環境づくりを推進します。

事業名等	年次計画		
	R5年度	R6年度	R7年度
①ボランティアセンター事業 [方 針] 登録者への活動情報の提供や募集先への PR 活動を強化し、コーディネート機能の充実を図る。 [達成目標] ボランティアマッチング 年 60 件	運営委員会・連絡会		
	実施	⇒	⇒
	ボランティア情報の広報・啓発		
	実施	⇒	⇒
	登録ボランティアの活動支援		
実施	⇒	⇒	

資 料 編

地域福祉のグランドデザイン（たたき台）

～ みんなで手を取り合い笑顔で暮らせるまち あかいわ ～



社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会の実現

地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 赤磐市の地域概要

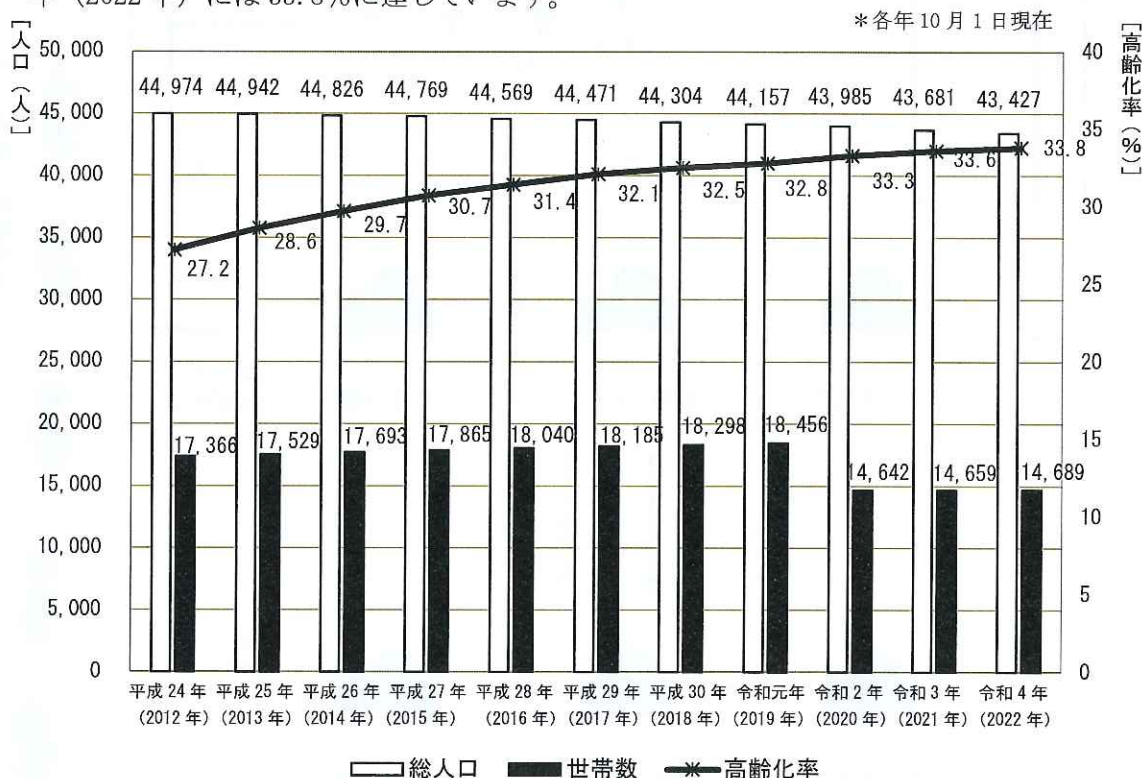
赤磐市は、平成17年3月7日に赤磐郡内の山陽・赤坂・熊山・吉井町の4町が合併し、誕生しました。岡山県の南東部に位置し、東部に吉井川が流れ、中央から南部の平野には市街地と田園地帯が広がり、北部は丘陵地となっており、豊かな自然と文化遺産にも恵まれています。また、大規模住宅団地があり岡山市のベッドタウンにもなっています。

*令和4年(2022年)4月1日現在

人口	43,559人	介護	要支援(1・2)	819人
65歳以上人口 (高齢化率)	14,658人 (33.7%)	保険	要介護(1~5)	1,686人
75歳以上人口	7,603人	身体障害者手帳保持者		1,613人
ひとり暮らし高齢者	3,525人	療育手帳保持者		444人
外国人	487人	精神保健福祉手帳保持者		346人
		生活保護受給世帯		93世帯
世帯	18,686世帯	自治会		132地区
高齢者世帯	6,756世帯	小学校区		12校区
ひとり親世帯	331世帯	中学校区		5校区

2. 総人口及び世帯数等の状況

赤磐市における令和4年(2022年)の総人口は43,427人となっており、平成24年(2012年)の44,974人と比較し、この10年で1,547人の減少となっていますが、世帯数については、1,394世帯の増加となっています。また、高齢化率は年々上昇しており、令和4年(2022年)には33.8%に達しています。



3. 地域別人口及び高齢化率の状況

人口は、この10年間で旧山陽団地と吉井地域で1,000人を超える減少となっている一方、桜が丘東では1,800人超の増加となっています。高齢化率については、旧山陽団地は高齢化が急速に進み、赤坂と吉井とともに40%を超えるなど、地域性が顕著にあらわれています。

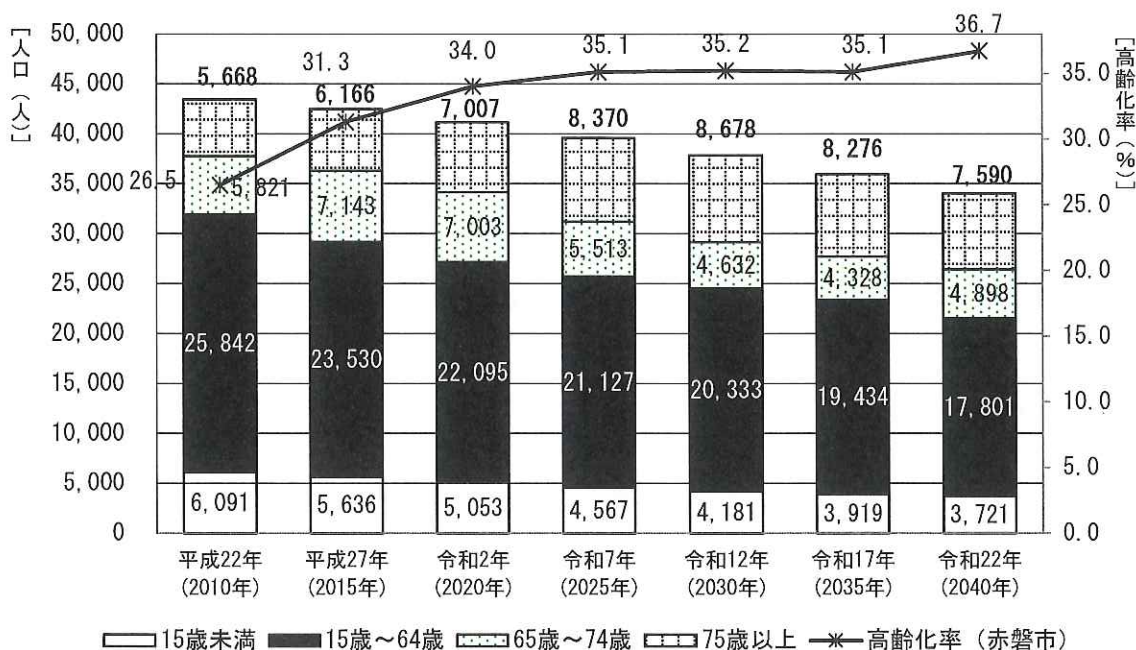
*令和4年(2022年)10月1日現在

	山陽	旧山陽団地	桜が丘西	赤坂	熊山	桜が丘東	吉井
人口	9,018人 (△70人)	4,459人 (△1,265人)	11,126人 (544人)	3,839人 (△746人)	3,972人 (△654人)	7,531人 (1,901人)	3,482人 (△1,250人)
高齢化率	37.4% (4.2%)	49.3% (18.8%)	24.9% (8.8%)	43.0% (9.3%)	40.0% (10.0%)	18.5% (0.5%)	49.4% (11.2%)

※()内は、平成24年(2012年)10月1日現在の人口及び高齢化率と比較した数値を示す。

4. 将来推計人口

赤磐市の総人口は減少が続き、令和22年(2040年)には、平成22年(2010年)と比較して5.2%減の34,010人にまで減ることが予測されています。また、人口減少に伴い、高齢者の人口も減少しますが、高齢化率は10.2%上昇が見込まれています。



資料；赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンより

5. 赤磐市を取り巻く環境の変化

近年、地域社会は大きく変容し、社会的孤立やひきこもり、子どもの貧困問題をはじめ、多発する災害への備えなど、これまでの社会福祉の枠組みでは対応できない様々な生活課題が顕在化してきています。

このような中で、特に中山間部においては少子高齢化や人口減少により地域福祉活動の担い手確保が困難な地区が増えています。新興住宅地においては地域社会への関心の低下等により住民同士のつながりが弱まりつつある地区もあり、それぞれの地区の課題は多様化し、解決のための方策についても異なることから、地域の実情に応じた活動の推進が不可欠となっています。

第3次地域福祉活動計画 評価報告書（総括）

赤磐市社会福祉協議会では、第3次地域福祉活動計画（令和2年度から令和4年度までの3か年計画）に基づき、「みんなで手を取り合い 笑顔で暮らせるまち あかいわ」を実現するため、3つの基本目標と11の活動目標を掲げて事業・活動を実施した。特に重点事業に関する評価及び総括は以下のとおりである。

基本目標1 支え合い活動を広めよう ～一人ひとりがつながり支え合うまちづくり～	活動目標	1～4
<p>地区社協の全地域設置を目標に掲げ、地区説明会等を開催したところ新たに7地区社協が立ち上がり、住民主体で地域課題の共有と解決に向けた活動に取り組む推進基盤が整った。しかしながら、設置状況は計画の6割にとどまっているため、引き続き未設置地区に対して必要性等説明を行い、理解を求めていく必要がある。</p> <p>次に、区・町内会におけるご近所見守りネットワーク活動については、コロナ禍で対面での接触が制限されるなか区・町内会の独自の活動として創意工夫のもと、見守り活動を継続することができた。区・町内会の実情に応じた柔軟な活動が展開されているため、引き続き活動の実態把握と情報提供を行いながら、活動を通して把握した困りごとの解決に向けて、相談支援体制を強化する必要がある。</p> <p>子どもの居場所づくりについては、地域食堂の開設を目標に掲げていたもののコロナ禍で食を通じた居場所づくりが難しかった。今後は、担い手養成を行うとともに、学習支援等を通じた居場所づくりの推進を図っていく必要がある。</p> <p>また、災害時の支援体制については、災害ボランティア登録者の確保に努めるとともに、発生時には速やかに災害ボランティアセンターが設置できるよう赤磐市と協議を行い、設置場所の候補地を選定した。</p>		
<p><主な成果や効果></p> <ul style="list-style-type: none">①地区社協の設置促進②ご近所見守りネットワーク活動の推進③子どもの居場所づくり実態調査の実施④災害ボランティアセンター設置候補地の選定		
基本目標2 福祉サービスや利用環境の充実を図ろう ～一人ひとりを支える福祉サービスや利用環境づくり～	活動目標	5～8

分野別・年齢別の縦割り支援から、一人ひとりを中心とする包括的な相談支援への転換が求められるなか、地域包括支援センター事業を受託し、相談窓口の体制及び機能強化を図った。

また、既存の制度やサービスでは対応できない問題に対応するため、市民や関係機関・団体、企業及び福祉施設等との連携・協働のもとセーフティネットの仕組みづくりを行い、中高年ひきこもり者支援の取り組みなど着実に進展を見せている。一方、住まいに関する課題など新たな生活課題が顕在化しており、今後、住民が主体的に地域課題を把握して解

決につながられる体制を基盤とし、広域圏域での包括的な相談支援体制のさらなる充実を図る必要がある。

その他、外出支援サービス事業については、赤磐市が実施している「通所付添サポート事業」に関わるサポーターの組織化を支援することはできたが、新たな外出支援を行うグループの立ち上げはできなかった。地域の通いの場や集いの場へ参加出来なくなった人達の移動支援の必要性が高まっているため、ボランティアの養成・確保が課題である。

<主な成果や効果>

- ①地域包括支援センター事業の受託
- ②中高年ひきこもり者支援の充実（ひきこもりサポーター、就労支援サポーター及び就労訓練事業所等の登録促進）
- ③住まいに関する実態把握及び課題解決に向けた方向性等の整理
- ④通所付添サポーターの組織化

基本目標 3 福祉の心を育てよう

活動目標

9~11

～一人ひとりの福祉の心が育まれるまちづくり～

福祉教育指導者の登録について呼びかけを行ったが、新規登録1名にとどまっている。地域のサロンや小・中学校での出前福祉講座の要請に応じていくためには、社会福祉施設やボランティア、当事者の方々の協力が欠かせないため、引き続き指導者確保に努める。

一方、中高年ひきこもり者支援に係る協力者を確保するため目的や対象地域を明確にしたうえで、サポーター養成を行い目標達成することができた。

<主な成果や効果>

- ①福祉教育指導者の確保
- ②ひきこもりサポーターの育成・確保

評価総括

第3次地域福祉活動計画において、地域包括支援センター事業を受託したことにより、高齢者の総合相談窓口機能と介護予防を通じた地域支援の体制強化を図ることができた。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業を休止・中止したものや、重点事業に掲げながらも地区社協設置促進や外出支援サービス等、目標達成に至らなかった。

この要因としては、地域の課題分析やアプローチ方法の検討が不十分であったことや、進捗管理が徹底できなかったことが原因である。

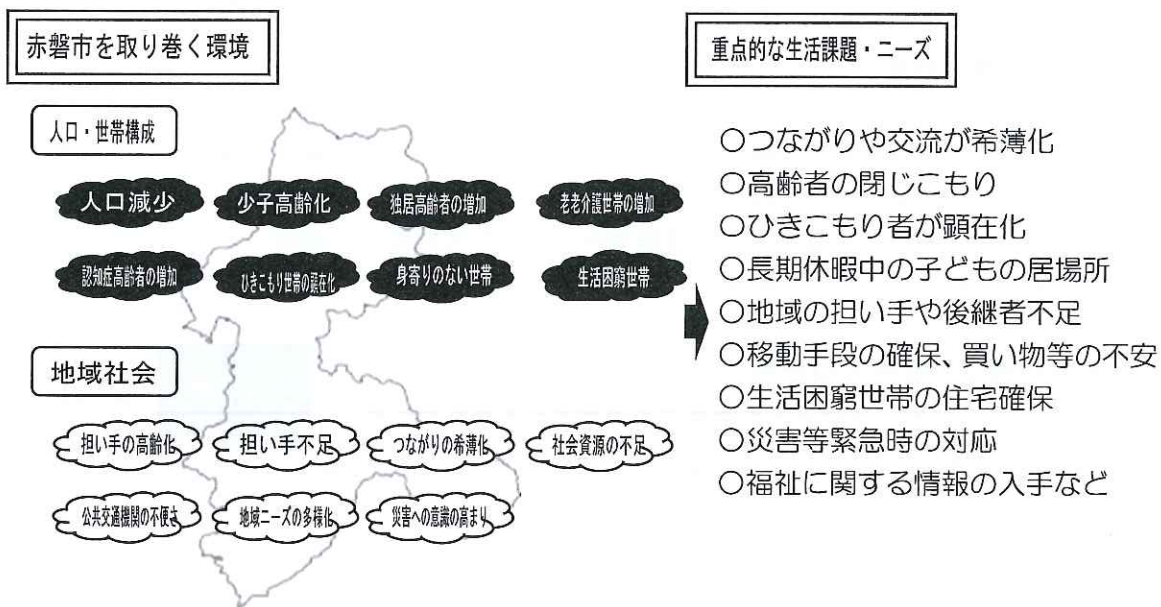
これらのことから、第3次地域福祉活動計画の骨子を踏襲しつつ、第4次地域福祉活動計画には次の重点課題を掲げて取り組みを強化することとする。

<次期計画における主な重点課題>

- ①地区社協設置による小地域福祉活動の推進基盤の構築
- ②小地域福祉活動を通じたニーズキャッチシステムの確立
- ③高齢者の生きがいつくりと介護予防の推進
- ④一人ひとりを中心とする包括的相談支援体制の充実
- ⑤福祉教育指導者の確保
- ⑥地域福祉活動計画の進行管理及び事業のPDCAサイクルの確立

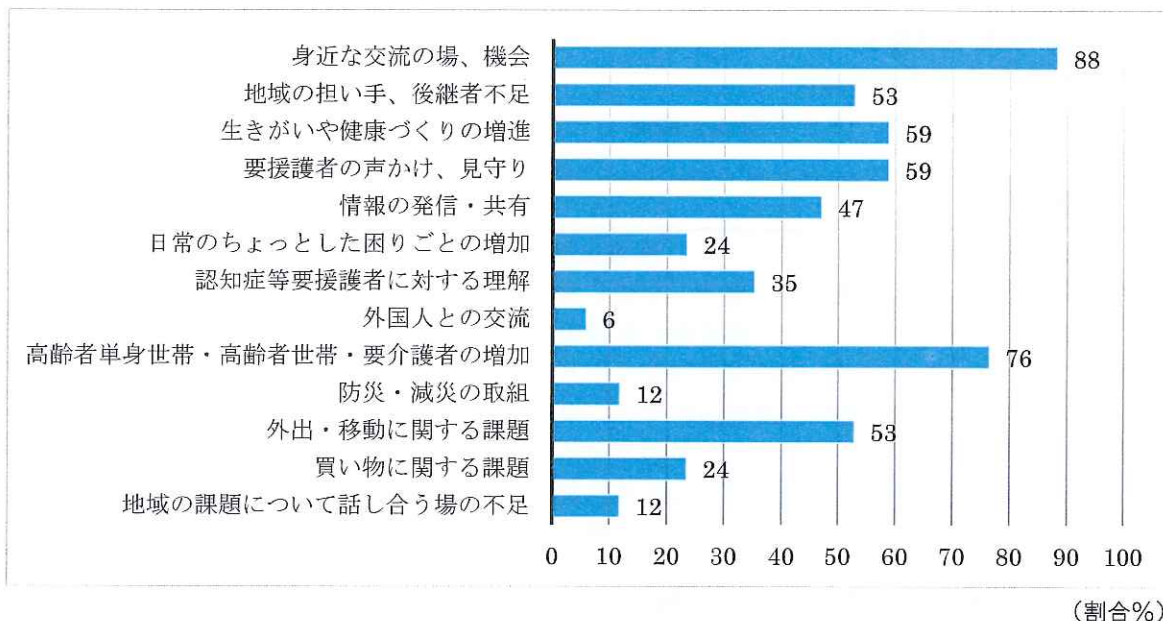
生活課題の把握

各種会議や地域での福祉座談会等でお聞きしている困りごとを整理して、重点的な生活課題・ニーズの解決に向けた取り組みを本計画の策定にあたり、検討しました。



①生活課題（令和2・3年度福祉座談会等で把握した内容）

N=17(地区数)



○把握した生活課題で最も多かったものは、「身近な交流の場、機会」であり、次いで「高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加」、「要援護者の声かけ、見守り」、「生きがいや健康づくりの増進」の順となっています。

○地域別で見ると、山陽地域では、「認知症等要援護者に対する理解」「地域の担い手、後継者不足」「要援護者の声かけ、見守り」、赤坂地域では、「情報の発信・共有」「生きがい

いや健康づくりの増進」、熊山地域では、「生きがいや健康づくりの増進」、吉井地域では、「防災・減災の取組」が他地域と比較して高い割合となっています。

<地区別の生活課題>

山陽	<p>【高月地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・地域の担い手、後継者不足 	<p>【高陽地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・地域の担い手、後継者不足 ・要援護者の声かけ、見守り ・情報の発信・共有 ・日常のちょっとした困りごとの増加 ・認知症等要援護者に対する理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人との交流 ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 ・防災・減災の取組 ・外出・移動に関する課題
	<p>【西山地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手、後継者不足 ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 ・要援護者の声かけ、見守り ・認知症等要援護者に対する理解 	<p>【山陽地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 ・要援護者の声かけ、見守り ・日常のちょっとした困りごとの増加 ・認知症等要援護者に対する理解 ・情報の発信・共有 ・外出・移動に関する課題 ・買い物に関する課題 	<p>【桜が丘西地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・地域の担い手、後継者不足 ・生きがいや健康づくりの推進 ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 ・要援護者の声かけ、見守り ・認知症等要援護者に対する理解 ・情報の発信・共有 ・外出・移動に関する課題
赤坂	<p>【石相地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・生きがいや健康づくりの増進 ・情報の発信・共有 	<p>【軽部地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・生きがいや健康づくりの増進 ・要援護者の声かけ、見守り ・情報の発信・共有 ・外出・移動に関する課題 	<p>【笹岡地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・地域の担い手、後継者不足 ・生きがいや健康づくりの増進 ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 ・情報の発信・共有 ・外出・移動に関する課題 ・買い物に関する課題
	熊山	<p>【可真地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・地域の担い手、後継者不足 ・生きがいや健康づくりの増進 ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 	<p>【小野田地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・生きがいや健康づくりの増進 ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 ・要援護者の声かけ、見守り ・認知症等要援護者に対する理解 ・外出・移動に関する課題 ・買い物に関する課題
<p>【桜が丘東地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・地域の担い手、後継者不足 ・生きがいや健康づくりの増進 ・地域の課題について話し合う場の不足 		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 ・情報の発信・共有 ・日常のちょっとした困りごとの増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出・移動に関する課題 ・買い物に関する課題

吉井	【周匝地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・地域の担い手、後継者不足 ・生きがいや健康づくりの増進 ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者の声かけ、見守り ・認知症等要介護者に対する理解 ・地域の課題について話し合う場の不足 	【山方地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・地域の担い手、後継者不足 ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 ・要介護者の声かけ、見守り ・情報の発信・共有 ・防災・減災の取組
	【佐伯北地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・要介護者の声かけ、見守り 	【仁堀地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 	【布都美地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な交流の場、機会 ・生きがいや健康づくりの増進 ・高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加 ・外出・移動に関する課題

②子どもの居場所づくりに関する聞き取り調査（令和3年度実施）

	(1) 子どもの居場所に関する実態調査	(2) 子どもの居場所運営団体の実態調査
対象	小学校（12校）及び公民館等（9館）	子どもの居場所運営団体（4団体）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族世帯や保護者の就労状況により、子育てに手が回らない家庭もある ・放課後や休日、長期休暇中における子どもの居場所に対するニーズが高い地域もある ・放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用している児童もいるが、利用定員やボランティア確保等の課題があり、希望者全員が利用できる状況ではない ・長期休暇を中心に学習支援や体験活動の場の提供をしていた自治会や団体等もあったが、コロナ禍で中止になり、活動の機会や地域とのつながりが減っている ・安心して遊べる場所がない ・活動拠点までの移動や送迎の問題がある ・学習、遊び、運動等を通じて、望ましい生活リズムが確立できる受け皿の必要性を感じている。 ・貧困家庭、複雑な課題を抱える家庭への支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ、ボランティアの確保 ・財源的な確保 ・事業活動の周知 ・家に閉じこもりがちな子へのアプローチ ・深刻な問題を抱えている子どももいるため、適切な相談対応が必要である

第4次地域福祉活動計画 策定経過

年 月	策定委員会	理事会・評議員会	職員プロジェクト・事務局
令和4年 6月			【第1回】 第3次地域福祉活動 計画評価表他
7月	【第1回】 ・委員長・副委員長選出 ・赤磐市社協会長からの諮問 ・第3次地域福祉活動計画中間評価 ・地域の課題共有	【総務部会】 ・第3次地域福祉活動計画 中間評価	【第2回】 第3次地域福祉活動 計画（中間評価） 【第3回】 地域における生活課 題と解決のための取 り組みについて
9月		【理事会】 ・第3次地域福祉活動計画 中間評価	【第4回】 第4次地域福祉活動 計画体系図 【第5回】 第4次地域福祉活動 計画重点事業
10月			【第6回】 第4次地域福祉活動 計画実施計画 【第7回】 第4次地域福祉活動 計画素案
11月	【第2回】 ・第4次地域福祉活動計画（素案） ・今後のスケジュール	【理事会】 ・第4次地域福祉活動計画策定 進捗状況	
12月		【評議員会】 ・第4次地域福祉活動計画策定 進捗状況	・パブリックコメント募集 （12月12日～28日） ・計画素案に関する意見 聴取（12月～1月）
令和5年 1月			
2月	【第3回】 ・第4次地域福祉活動計画（素案） に対する意見集約（報告） ・第4次地域福祉活動計画（案） ・赤磐市社協会長へ答申	【理事会】 ・第4次地域福祉活動計画策定 進捗状況 ①第3次地域福祉活動計画 評価報告 ②第4次地域福祉活動計画 （素案）	【第8回】 第4次地域福祉活動 計画書（案）
3月		【理事会】 【評議員会】 ・第4次地域福祉活動計画（案）	【第9回】 第4次地域福祉活動 計画書（概要版）
4月 以降			計画の公表

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会
第4次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、第4次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため設置する策定委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関する事項について、本会会長の諮問に応え、答申を行う。

(構成)

第3条 策定委員会は、10名以内の委員をもって構成し、次の各号から会長が委嘱する。

- (1) 地区社会福祉協議会
- (2) 福祉推進員
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 主任児童委員
- (5) ボランティア
- (6) 学識経験者
- (7) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から活動計画が策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会費用弁償規程（平成17年規程第14号）を準用する。ただし、学識経験者については、予算の定める範囲内で支給することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第4次地域福祉活動計画策定委員名簿

(任期) 自：令和4年7月1日

至：第4次地域福祉活動計画が策定されるまで

選出区分	団体名・役職	氏名	備考
地区社会福祉協議会	山陽地区社会福祉協議会 会長	内 田 金 一	
	石相地区社会福祉協議会 会長	羽 原 政 明	
	桜が丘東地区社会福祉協 議会 役員	山 口 ひとみ	
	周匝地区社会福祉推進協 議会 会長	角 南 仁 志	
福 祉 推 進 員	赤磐市福祉推進員連絡会 代表	西 山 美貴子	
民生委員児童委員	赤磐市民生委員児童委員 協議会 副会長	政 田 町 子	副委員長
主 任 児 童 委 員	赤磐市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会 部会長	日 名 智 子	
ボ ラ ン テ ィ ア	あかいわボランティアセンター 運営委員会 委員長	山 元 義 久	
学 識 経 験 者	新見公立大学健康科学部 地域福祉学科 教授	山 本 浩 史	委員長
行 政 関 係 者	赤磐市保健福祉部社会福祉課 課長	原 田 光 治	

用語解説

《あ行》

■赤磐くらし・しごと応援団（P6）

経済的困窮や社会的孤立など地域における生活課題に対応するため、多様な分野の関係者や市民が結集し、食料支援や日用品・衣料品支援、中間的就労支援など生活困窮者支援を推進する体制。

■いきいき百歳体操（P5）

高知市で開発された介護予防に効果のある体操、錘のついたバンドを手足に巻いて椅子に座り手や足を動かす筋力運動。

《か行》

■家族教室（P8）

同じ悩みを持つ身内を抱える人が専門職と一緒に課題解決に向けて話し合ったり、学び合ったりする場。

■権利擁護（P4）

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が地域において安心して自立した生活を送るため、家族又は第三者が本人に代わって権利や財産等を擁護すること。

■ご近所見守りネットワーク活動（P5）

友愛訪問を中心とした区・町内会単位の見守り・支え合い活動。友愛訪問とご近所福祉ネットワーク活動を統合した事業。

《さ行》

■災害ボランティアセンター（P6）

災害ボランティア活動を円滑に進めるために被災地に設置される拠点。被災地のニーズ把握、ボランティアの受け入れや派遣調整、ボランティア活動のとりまとめなどを行う。

■社会資源（P4）

住民の要求や課題を解決していくために活用される施設・機関、個人・集団、資金、制度、知識及び技能等の総称。

■重層的支援体制整備事業（P6）

高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の支援体制では解決に結びつかないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、分野や属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備する事業。

■小地域福祉活動（P7）

身近な地域で誰もが安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域づくりを目指して、地域住民が参加して進められる住民主体の福祉活動。

■市民後見人 (P10)

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等。

■生活困窮者自立相談支援機関 (P9)

生活困窮者の相談に応じ、関係機関とのネットワークづくりや地域に不足する社会資源の開発に取り組み、包括的・継続的に生活困窮者支援を実施する中核的な機関。

■生活支援体制整備事業 (P6)

地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを行う事業。

■セーフティネット (P4)

経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合にも、医療、年金、介護などの社会保険制度や生活保護といった公的扶助制度など最低限の生活を保障してくれる、社会的な制度や施策。

■成年後見制度利用支援事業 (P10)

成年後見制度利用者（成年被後見人、被保佐人、被補助人）のうち、家庭裁判所が決定した成年後見人等への報酬負担が困難で、一定の要件に該当する場合は報酬を助成する事業。

■総合相談体制 (P4)

住民の生活問題を世帯全体の複合的・複雑化した課題と捉え、様々な相談支援機関等と連携し、適切に役割分担を図りながら地域において包括的に支援する体制。

《た行》

■地域共生社会 (P4)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■地域福祉活動計画 (P1)

市町村社会福祉協議会の呼びかけのもと、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPO、さらには保健・医療・福祉の専門機関等が集い、相互に協力して策定する民間の行動計画。

■地区社会福祉協議会 (P1)

概ね小学校区単位で組織され、自主的・主体的に地域の福祉課題を解決するために話し合い、地域ぐるみで活動する住民主体の活動組織団体。

■地区社協設置促進協力員（P7）

本会会長が委嘱し、地区社協設置に向けて助言及び当該地区社協関係者の連絡調整を行う者。

■通所付添サポート事業（P11）

岡山県が主催する付添講習を修了したサポーターが、福祉施設の車両の遊休時間を利用して、自力外出が困難な高齢者に付き添い、地域の通いの場等への参加を手助けする事業。

〈な行〉

■日常生活自立支援事業（P6）

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分なかたが地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等を行う事業。

■認知症カフェ（さんさんカフェ）（P8）

認知症を患う方やそのご家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。

■認知症初期集中支援チーム員会議（P10）

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの所為の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム員が受診や介護サービス導入等について検討のため開催する会議。

〈は行〉

■パブリックコメント（P1）

重要な計画の案等を市民に公表し、広く市民の意見又は提案を募集するとともに、提出された意見等を考慮して、計画に反映する手続き。

■福祉座談会（P1）

同じ生活圏域に暮らす住民同士が地域の困りごとや将来像について話し合うことで、現状把握や課題共有を図る場。

■福祉推進員（P1）

地区の高齢者や障がい者等の見守り活動を行いながら、福祉課題や情報を把握し、民生委員児童委員や社会福祉協議会等と連携して福祉活動を推進していく地区のボランティア。

■ふれあい・いきいきサロン（P5）

地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、参加者と協力するボランティアが一緒になって企画・運営する交流事業。

■ふれあい見守りネットワーク活動（P1）

見守りが必要なかたを地区全体で支えるため、地区内の福祉関係者でネットワークを構築し、ふれあい・いきいきサロンなどのふれあい活動とご近所見守りネットワーク活動を

一体的に推進していく活動のこと。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援 (P10)

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続するために、高齢者や家族が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように包括的・継続的に行われる支援。

■法人後見 (P12)

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

■ボランティアセンター (P1)

ボランティアをしたい人・団体とボランティアの支援を必要としている人・団体をつなぐ役割をしている組織。ボランティアに関する各種相談や情報提供、福祉教育、養成講座等を開催。

《ま行》

■民生委員児童委員 (P1)

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置され、地域住民の様々な相談に応じ、行政機関等と連絡調整を行う身近な福祉の相談役。

《や行》

■友愛訪問 (P9)

在宅で生活するひとり暮らし高齢者等の要援護者が地域で安心して暮らすことができるように、民生委員児童委員や福祉推進員等が協力して行う見守り、安否確認のこと。

《わ行》

■ワークショップ (P7)

様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。

